

## 第3章 基本的な人権問題

(小学校高学年、中学校及び高校用)

人権の発想は、人間のあらゆる行為をできるだけよい方向へ導くための原則を明らかにしようとする試みです。この章では、こうした基本原則を実現させる上で欠かせない主な問題を取り上げます。それぞれの問題について紹介する授業案は、数は多くありませんが、考えてゆくための出発点となるはずです。こうした問題には、意見の対立につながりかねないものもあり、教師は留意して取り組むことが求められていることを忘れないようにして下さい。

平和と軍縮、世界の開発問題、良心の囚人、少数民族、人種差別、男女差別など特定の問題を一つか二つ取り上げて深く掘り下げようという場合、人権概念全体との関係で考えてみるとよいでしょう。そうすれば、生徒たちにも、これまで学習してきた問題は、他のいろいろな権利ともかかわる、もっと広い範囲での取り組みの一部であるということがわかるでしょう。全体的に把握することで幅広い理解を、特定の問題を考えることで深い理解を得ることができます。特定の人権問題に力を注ぐということは、どこか別の場所で別の人権問題に力を注いでいる教師と、共に理解に深みを与える仕事に取り組んでいると言えるでしょう。

### 生活を守る——社会における個人

人間性とはさまざまな個人を要素とする混成物であることを生徒たちに明白に理解してもらうには、教師と生徒が一緒になって、「人間」とはいかなる意味を持つかという概念について考えてみるとよいでしょう。自信と尊重について低学年で行ったものを知的に発展させた形です。個人とは社会的な存在です。私たちは、それぞれ自分らしさを持っていますが、それ以外の部分はすべて他の人々と共に暮らすことの中から身につけていかななくてはなりません。つまり個人について考えるということは、社会について考えるということなのです。

#### (a) 人間であること

生徒たちからよく見えるところに何か物をひとつ置く（逆さにしたくずかごなど）。この物体は、よその星から地球を訪れた宇宙人のお客さまである、ということにする。お客さまは、「人間」という名の生きものを深く理解したいと考えている。このお客さまが人間を他のものと区別するには何を手がかりにしたらよいか、みんなで考える。

#### (b) 宇宙へのメッセージ

人間についてよくわかるようなものを宇宙ロケットに乗せて発射するとしたら、何を乗せたらいいかを考えてもらう。例えば遠い宇宙からメッセージが届いた、といった設定で始めるとよい（今から10年後の世界で暮らしていることにする）。国連で宇

宙に向けて情報を乗せたロケットを送ることになり、何を乗せるかを決めるのがこのクラスの役目になった（音楽、人の模型、衣服、文学作品など）。クラス全体でブレインストーミングをしてもよいし、少人数のグループや一人ずつで考えてみてもよい。

ここで問われている「私は何か」「私たちは何か」という問題には、簡単な答えは出せません。こうした形でこの問題を考えることは、自分たち自身を「人間」として捉える感覚を育てるきっかけになります。多様な形で存在する「人間性」に対する責任を自覚し、自分自身を他の人間の代理人でもあると捉えられるようになるには、この実感が欠かせません。人間とは何かを考えることで、人間にふさわしくないことは何かについての理解も深まるでしょう。

一般的に何が正しいかを考えることは何が間違っているかを理解する助けにもなります。まず「権利」に焦点をあてた手法をいくつかご紹介しましょう。

### (c) 始まりと終わり

社会の中で生きる人間は最も複雑なものである。この授業については教師は十分に留意して臨む必要があるが、みんなで生命に対する権利について見直し、個人の生命の始まりと終わりについて考えてみるができる。

「生きること」の始まりはどこか。

「生きること」を奪うことは許されるか。

### (d) 「マリアが消えた！」

このロールプレイにあたっては、教師の十分な配慮が重要である。

以下の詳細を生徒たちに伝える。

「あなたの名前はマリアです。あなたの仕事は新聞記者です。あなたの書いた記事が、地位のたいへん高い誰かの怒りにふれてしまいました。記事の出た翌日、正体のわからない人たちが何人もあなたの家に押しかけて、あなたを無理やり連れ出しました。あなたは、さんざん殴られたあと、どこかの部屋に閉じ込められています。誰も、あなたがどこにいるかわかりません。助けが来る様子もまだありません。あなたはもう何ヵ月も閉じ込められたままです」

マリアはいくつもの基本的な権利を剥奪されている。生徒たちは、世界人権宣言を見ながら、マリアが奪われた権利はどれにあたるかを考える（まず第3条、第5条。第8条も侵されていると言えよう。自国の法律によっては、第9条、第11条の1、第12条も侵されていることになる）。

生徒一人ひとりに、法務大臣にどのような手紙を書いたらいいか、またはマリアにどんな手紙を書きたいか考えて書いてもらう。

生徒たちの年齢や理解によっては、こうした事件が起きた場合、自国の法律のもとではどのような救済手段が考えられるか、国際的な人権団体の国内組織や国連人権委員会の場合はどうか、調べるとよい。国連人権委員会については、ジュネーブの「強制あるいは不本意の失踪に関する作業グループ」事務局長に、手紙やテレックスを送

ってもよい。

宛先 Secretary  
Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances  
Centre for Human Rights  
Palais des Nations  
CH-1211 Geneva 10, Switzerland  
telex 28 96 96  
telephone 34 60 11

この機関は拉致された人の氏名、姿が見えなくなったときの日付、場所、状況の説明（誰の指示と考えられるか、これまでにどのような救済手段が取られてきたかなど）を記録している。

## 平和と生きる権利

「世界人権宣言」は、世界中を荒廃させた第2次世界大戦の悲惨さに対する反省から生まれました。第3条は、はっきりと「すべての人は、生命…に対する権利がある」とうたっています。本書が推進しようとしている普遍的な価値に基づく判断力は、戦争を起しにくくし、第2次大戦中にあったような大量虐殺が再び行われるのを防ぐようになるのではないのでしょうか。大量虐殺そのものは目新しいものではありません。しかし核時代の私たちのテクノロジーは、かつてない規模の大量虐殺を可能にしています。地上のすべての男、女、子ども一人当たりの爆破力が通常爆弾の3トン分に相当するほどの核兵器が存在する現在、私たちは、日々、核戦争勃発の危機という復讐の女神に脅かされているのです。つまり「生命に対する権利」という言葉は、かつてないほどの重みを持つにいたったのです。

平和、軍縮、開発、人権は相互に関連する問題です。人権のために教えることに対する包括的な取り組みは、同時に平和と軍備削減のために教えることであり、開発と環境に対する意識を高めるために教えることであるとも言えましょう。

軍拡競争と、それに歯止めをかけようとする努力についての情報は、こうした中で提供してもよいでしょう。生徒たちの理解力によっては、国際的な政治経済の問題について学ぶことが、平和を保つことがなぜこれほど難しいのかについて理解を深めるのに役立つでしょう。第2次世界大戦終結時から今日に至るまでに150を越える戦争があったことをみれば、武力の行使がいまだに続いていることがわかります。開発の不均衡も、生態学的問題も、相変わらず続いています。開発と環境破壊の問題は、それ自体が破壊的であるばかりでなく、新たな戦争の火種にもなりかねません。大規模な核の応酬も地球環境に壊滅的な打撃を与えるでしょう。

平和、開発、環境についての研究は膨大な量にのびます。これは当然であり、問題がいかに深刻かの表れでもあります。しかし多くの教師にとっては、資料さえなかなか手に入らないのも現状です。資料が少ない場合でも、次のような活動を通して今日の世界平和を脅かす諸問題について、みんなで考える機会にしてみてください。

### (a) 危機

国際的な危機の状況を設定する。教師が一人で考えても、みんなで考えてもよい。生徒たちが状況設定に参加しなかった場合には、教師から具体的な条件を伝え、クラスを少人数のグループに分けて、関係国や関係国の政治的に重要な人物を担当してもらおう。「自分の」国が、これまで外交的にどのような行動を取ってきたか調べる時間をとる。この危機が重大な局面にさしかかった時点ということにして、授業を始めよう。武力衝突を回避するためには、生徒たちは外交的な駆け引きの手腕も駆使しなくてはならない。生徒たちは、こうした懸念と緊張で今にも壊れそうな雰囲気の中で合意に達することがいかに難しいか、短いうちに把握できるだろう。

教師は時間に気を配りながら、実際の国際問題のように状況が変化したということで、条件を変えていく。得られた結果を、この20年から30年の間に実際に起きた主要な危機の状況や当時の国際社会がどんな努力をしたかと比較してみるとよい。

### (b) 平和

国連の資料をもとにして、クラスで平和の問題を考えたり、平和を守る努力をクラスにあてはめて考えてみたい場合もある。こういう場合には、各地の国連広報センターに必要な情報や視聴覚資料について問い合せてみよう。

よく晴れた日を選んで、こう聞いてみよう。「あちこちで対立が続いていて、小さな戦争や大きい戦争の危険がたくさんある世界にとって、あなたは、なぜ平和が大事だと思うの」。

どこか戸外の気持ちのいい場所に生徒たちを連れていく。みんなでおお向けになり、目を閉じて、黙ったまま3分ほどそのまま過ごす。

授業を再開して、平和の基本的な価値についてみんなで考える。

### (c) サミット

2、3の大国の政治的な指導者が、例えば、どうすればよりよい兵器の規制や核兵器の削減が実現できるかについて話し合うところをロールプレイでやってみる。クラスを少人数のグループに分けて、関係国をひとつずつ担当してもらい、戦略兵器の削減をもっと効果的に行うにはどうしたらいいか、話し合う。可能ならば、「部分的核実験の禁止条約」(1963年)や「核兵器の不拡散に関する条約」(1968年)の締結に至る話し合いの模様と比較する。国や立場は異なっても、みんなが共に平和に生きてゆけるように、力を合わせることは可能なのだとくりかえし訴えてほしい。

## 開発と環境

あなたはどこで暮らしていますか。いわゆる開発途上国の生徒たちにとって、開発と環境の問題は、先進国の生徒たちが直面する問題と根は同じでも、現実の姿はまったく違っています。

生徒たちが物質的な貧しさの中で日々の生活を送っている場合、教師は目の前の現実を取り上げ、それが世界の仕組みとどうかかわっているかという問題にできるだけ近づけていこうとすることが多いでしょう。進歩的な開発の姿を考え、そのためには段階的に何がなされるべきかを考えていこうとするかも知れません。

生徒たちが物質的に恵まれている場合、教師は、開発途上国の開発や民族自決の要求に自分たちはどう応えていくかという意識を育て、こうした要求の実現を助けるために何ができるかについて具体的に考えたいと思うでしょう。開発を助け、環境を守るための国際協力について、国連開発計画（UNDP）や国連環境計画（UNEP）の資料を利用して考えてもよいでしょう。

### (a) 食べもの

毎日、食べたり、飲んだりしたものを必ず記録するとよい。自分の体を保つためや成長のために何が必要か（炭水化物、脂肪、蛋白質、鉱物、ビタミン）という観点から記録を分析してみよう。

食事を1回選んで、材料がどこから来たか、ルーツをたどってみよう。

日常よく食べるもので近所で育てているのによく知らないものを選び、二人一組で空きカンや空きびん、学校菜園などで育ててみよう。収穫が良い組と悪い組が出るのはなぜか考える。農業や園芸に詳しい人を招いて、植物を育てることについて話してもらおう。学級農園をつくって、クラスのみんなで働き、とれたものはみんなで分ける。どうしたらもっとよくできるかについて、ブレインストーミングを行う。例えば地面の耕し方はこれでいいのだろうか。害虫を何とかする方法は他にないだろうか。もっと効果的で、もっと上手に協力できるような仕事の分担の仕方はないだろうか。

クラスでやったことと世界の問題は似ているのではないだろうか。学校が都市部にある場合は、田園地帯の学校と訪問し合い、体験（この場合、食べものをどう育ててどう分けるか）を共有する機会をつくるといいだろう。

### (b) 水

淡水は非常に貴重なものだが、世界的にも量はますます少なくなっている。乾燥地域に住む生徒たちは、このことを身をもって知っていよう。飲み水、洗濯に使う水などを示す図を作り、自分は1日にどのくらいの水を使っているか、計算しよう。

水は体内から老廃物や病原体を洗い流してくれる。衛生的な水の管理（上・下水道）は、地域の福祉に欠かせない。各自または少人数のグループで学校の上水道、下水道について調べ、どこを改良できるか考えてみよう。地域全体についても考えてみよう。

適切な食べものと水の問題は、開発の優先課題です。世界人権宣言は、健康と福祉によい生活のための権利の項で、特に食べものに言及しています。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）では、さらに飢えからの解放を基本的な課題と定め、食料の生産、保存ならびに分配の向上を人間にとって必要なものを満たす重要な方策と認めています。これはまた、国連食糧農業機関（FAO）などの組

織の関心事でもあり、国家の安全保障や世界平和ともかかわる重要な問題です。

### (c) 住居

家は、その地方の気候や地形、そこに住む家族の構造や社会的地位、文化や宗教がどういったものをよしとしているか、その地方では家をつくるのにどういった素材が手に入るか、といったことを反映している。クラスで、家には何が必要かについてブレインストーミングを行い、できたりストに基づき、家のデザインをしてみよう。その家にはどんな特徴があるか、なぜそういうデザインにしたのか、説明しよう。また自分たちの地域の家が、水やエネルギーなどの資源をむだ使いせず、環境をできるだけ汚染しないですむには、どんなデザインにしたらいいか、考えてみよう。

### (d) 人口

人口増加がもたらす影響は、地域によって差はあるが、地球全体で考えれば、あまりに大きいものです。統計を見ると、今後 30 年間に地球がどれほど人口密集の状態になるか、これが環境にどのような影響を与え、資源確保の競争をどれだけ激しくするかがわかります。生徒にとって、人口増加とそれにかかわるさまざまな問題を考えるのは、非常に重要なことです。

人口の集中する地域に住む生徒は、人口過剰が引き起こす問題を身をもって理解しているでしょう。こうした生徒たちの意見や解決への提言は、話し合いを進める上で大変に有意義なものとなるでしょう。

### (e) 働くこと

世界経済の変化に連れ、世界の労働の性質も変化します。例えば先進諸国では工業化に伴って都市部への人口流入が生じ、現在では地方で農業を営む人の数が少なくなっています。大都市では、たくさんの人が第3次産業に従事しています。仕事を求める若者の数に見合うだけの仕事がない場合、昔も今も仕事の機会を求めて世界を移動する傾向が見られます。国内の場合にせよ、国境を越える場合にせよ、移住が行われるのは、仕事と関係があることが多いのです。経済成長も仕事と関係があり、だからこそ国民の生産力を最大にするために、国は農業、工業、金融ならびに貿易の政策を総合的に行う必要に迫られます。

さまざまな仕事のあり方について詳しく調べることは、多くの生徒が、大人になる過程の一部として行うこととなります。さまざまな職業に従事する人を教室に招いて、生徒たちに話をしてもらおうと、生徒たちの視野を広げるのに役立つでしょう。ただし、さまざまな職場に生徒たちを連れ出して、自分の目で実際の様子を見られるようにすると、もっと役に立つものです。誰に会いたいのか、どんな所に行きたいかを尋ねてから、実地見学の計画を立てるとよいでしょう。

雇用の変化や「働くこと」の意味の変化を地域や全国規模及び世界規模で調べたり、そうした変化が教育にどんな影響を及ぼしているか、「働く人びと」が自分たちの権利を守るためにどのような組織をつくっているか、といった課題を研究したりするこ

とは、生徒にとって、得るところが多く、役にも立つでしょう。「働く人びと」については、国際労働機関（ILO）の条約や提言を調べるとよいでしょう。

#### （f）エネルギー

何をするにもエネルギーを使います。すればするほど、たくさん必要になります。ブレーンストーミングで、エネルギー源になり得るものをできるだけたくさん考えてみて下さい（例えば太陽光、食べもの、石炭、ガス、電気など）。どこから来るか、使う人のもとにどのようにして届くか、エネルギーの道筋をたどってみて下さい。「再生可能」なエネルギーでしょうか。環境に与える影響についても忘れずに考えて下さい。

同じやり方で自分の家について、自分たちの村や町、地方、国、世界全体について考えてみてはどうでしょうか。

地域にエネルギーを供給するための装置についてグループごとに考えてみてはどうでしょう。実際に作ればなおすばらしいでしょう。地元で手に入るエネルギー源は何ですか。風力ですか。水力ですか。石油ですか。廃棄物ですか。

#### （g）保健

健康は基本的な人権であり、世界の開発の基本目標のひとつでもあります。世界保健機関（WHO）が採択した数々の決議も、健康の確保の重要性、世界の人々の健康状態の不均衡を是正すべきことを何度も確認しています。物資がほんとうに必要とする人の手に渡るようにし、すべての人の健康を確保するための基礎的な保健医療の計画と実施には、個人が行動することと、組織的な行動を行うことの双方が必要です。地域、全国ならびに世界的な規模の保健衛生の仕組みについて調べることは、多様性のたいへん豊かな、たいへん興味深いものになるでしょう。ほとんどの国では学校教育のカリキュラムに保健をとりいれており、生徒たちが栄養学や自分の身体のしくみ、伝染病のメカニズムと防止方法などについて、基本的な知識を学ぶことができます。地域の医者や巡回保健婦に学校に来て話をしてもらったり、いろいろなことを教えてもらったりするとよいでしょう。地域の保健衛生の仕事を手伝う機会があるかもしれません。地域での活動は、どのようなものであっても、WHOが2000年までにあらゆる人のために達成すると設定したすべての人の健康の確保という目標に近づくのに役立つでしょう。

### 政府と法律

人権とは、すべての人が生まれながらにして持つ権利のことです。法律に明記されているかいないかにかかわらず、道義的に実現を要求することができます。例えば、生命に対する権利を認める法律がまだ制定されていない場合でも、すべての人が生命に対する権利を持っているのです。

ただし法律は道義的主張に法的な力を与えます。権利が法律で認められている国で

も、その法律が実際にどれだけ実現されているかは別の問題ですが、それでも要求を法的に権利として認められるものにするには、とても大事な第一歩です。

法律はまた、非常に重要な教育的効果も持っています。法律は、その社会が何を適切な行為であると公式に考えているかを定義づけ、守るべき基準を具体的に表現しています。すべての人が目にするためにあり、少なくとも原則的には導く者に対しても、導かれる者に対するのと平等に存在するものなのです。

#### (a) 議会と裁判所

法律は、法律を作るのを担当する国家の機関が作ります。生徒たちが具体的に、はっきりと、『法律』とは何か「誰がつくるのか」「なぜか」を理解するには、法律が作られる過程を自分の目で確かめなくてはなりません。

地方議会か国会を審議中に訪れ、議員が働いているところを見学できるようにして下さい。その後で今の三つの点について話し合ってください。

同様に裁判所を見学して、法律が執行される場所、また判例となる判決が下される場所を見られるようにして下さい。判例は、その国の法体制のあり方によって直接的または間接的にその後の司法判断に影響を与える可能性があるからです。その後で先の3点について話し合ってください。

どちらの見学も不可能な場合は、クラスを国会に見立て、その時点で問題になっていることについて討議してみてください。同様にクラスを法廷に見立てて地域の問題、または国の問題について司法判断を下してみてください。どの問題を取り上げるかはなるべく生徒が決めるようにして下さい。

国際的な観点を取り入れるには、国際連合の意思決定の過程や現在討議されている問題について調べるようにするとよいでしょう。国連の各委員会や国際司法裁判所が取り上げた問題について見直し、自分たち自身で判例とできるような判断を下そうとしてみるのもよいでしょう。

この他にも、地域の政治家を招き、先の三点や次の点などについて今の国家の仕組みや法律ではどうなっているか、質問してみるとよいでしょう。なぜ法律は守られているか。「正義」はどのように行われているか。「公平」はどのように確保されているか。

#### (b) 裁判の例

法が生まれる過程については、クラスを非公式の法廷に見立てて考えていくこともできます。「当事者」が中央に位置を占め、その脇にそれぞれの「友人」や「家族」が並び、残りの生徒たちは「地域の住民」として周囲を円形に囲みます。「判事」を一人選んで輪の外に出てもらい、「地域」の人たちが部外者の意見を聞きたいと思ったときにだけ、意見を聞くことにします。「当事者」に事件を説明してもらい、誰でも気づいたことを指摘できるようにします。合意によって評決が得られるまで話し合いを続けます。



取り上げる問題は、生徒の意見をもとに教師が選ぶとよいでしょう。話し合いの後で、正式な裁判所とそれほど正式でない判断の場の両方について、法がどのような形で生みだされたか、考えてみて下さい。誰が悪いのか決めることがいかに難しいか、特にどの関係者も何らかの形で正当な言い分があるときにはどれほど困難であるかに注意して下さい。

### (c) 法の下での平等

世界人権宣言第7条は、「すべての人は、法の下において平等であり」という言葉で始まります。これは人間の原則を表わしています。しかし人間社会の現実には、常にこれに一致するわけではありません。すべての動物が平等であったはずなのに、不平等が存在していたという、あの農場についての有名な物語は、人間社会の現実をうまく戯画化しています。法の平等な庇護を得る権利は、一切の差別なしに、すべての人間にあることを再確認する意味でも、わかりやすい例を挙げて、この問題について話し合ってください。

## 思想・良心・宗教・意見・表現の自由

思想、良心、宗教ならびに意見と表現の自由は、人権とかかわるものです。世界人権宣言の第18条、第19条によって定義され、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)では詳細にわたって述べられています。とりわけ宗教や信念の変更の自由、他からの干渉を受けることなく意見を持ち続ける自由、通信の手段や国境にかかわらず、情報や考え方を求め、受け、伝える自由が、権利として強調されています。

人は、みな自分の意見を持っています。このことは、あまりにも当たり前で忘れられがちなことです。それぞれの意見がどのように生じてきたかは、ほとんどかえりみられることはありません。

### (a) 反対側から眺めると

人の意見は好き嫌いによって左右されることもあるでしょう。これは、どういう言葉で表現するかに反映されます。例えば、ある人のことを気に入っているかどうかによって、「他の人の目を気にしてばかりいる」と言うか、「慎ましくて自信がない」と言うか、「野心家である」か「向上心がある」か、「受け身だ」か「腰が低い」か、「不正直だ」か「はっきり言わない」か「他の人の気持ちに敏感だ」か、「変化をあまり望まない」か、「しんぼう強い」か、「個人の権利についてそれほどわかっていない」か、「かなりわがままで」か、という違いが出てきます。

生徒たち自身に、今のように同じことに対してまったく逆の印象を与える表現がある場合をいくつか考えてもらってください(例えば、「感傷的だ」と「感受性が豊かだ」、「子どもっぽい」と「子どものように明るい性格だ」、「奴隷のように働いてばかりいる」と「仕事熱心だ」など)。

自分の性格のうちで、いちばん大事に思っている特徴を五つ、できるだけ肯定的に表現します。それを逆の立場から眺めて、不愉快に聞こえる表現にしてみてください。次に、まず、あまり気に入らない自分の特徴を五つ書いて、逆の言葉を使って、それほど不愉快なものに聞こえないようにしてください。

### (b) 傷つける言葉

自分が考えたり、信じたりしていることは、どこまで口にしていいのでしょうか。言いたいことは何でも言ってかまわない、ということでもいいのでしょうか。

次のロールプレイにあたっては、教師は特に十分な配慮を忘れないで下さい。

ブレンストーミングを行って、人の気持ちを傷つける言葉を集めて下さい。この中から特にひどい言葉をいくつか選びます。

視点を変えるだけではどうにもできないほどひどいものもあるでしょう。その場合には表現ではなく、内容そのものを問題にしなくてはなりません。

クラスをできれば5～6人のグループに分けて下さい。グループごとに、誰か一人がひとつ目の表現を声に出して読みます。人を傷つける表現であるかどうかを考える余地はなく、全員がこの表現が誰かの気持ちを傷つけたという前提を受け入れなくてはなりません。その人はこの表現のどこに傷ついたのか、相手に与える影響を無視してこのようなことを口にしてもいいものか、こういうことが起きた場合、どうしたらいいかをグループごとに考えます。それぞれの表現について、同じことを繰り返して下さい。

## 集まる自由と公的なことに参加する自由

人間社会は、どのように自分を維持し、発展させているのでしょうか。社会を構成する人々が集まって、どうしたらいいかを決めることは、その一部です。こうした自由によって、共同体への参加は大変に大きな意味を持ちます。このための基本原則は、世界人権宣言の第19条、第20条で定義され、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)で詳細にわたって述べられています。この自由が否定されるということは、人々の技能や才能という社会にとって最も豊かな鉱脈が、まったく生かされずに放置されてしまうということに他なりません。

社会参加の習慣は、学校教育を通して身につけることができます。学校の外に出て、地域のための活動に参加する機会に恵まれれば、その後の人生での社会的及び政治的な貢献につながっていくことでしょう。

生徒たちが、大人社会の階層制のために実際にできることには制限があっても、自分たちの問題にはできるだけかわれるように生徒会制度のある学校もたくさんあります。以下のように、クラスで「人権協会」をつくることを通して、何か意味のあることのために協力し合うとどんな感じがするか、より直接的な感覚が得られるでしょう。

## 人権協会

「〇年◇組人権協会」をつくることを提案して、生徒たちに、例えば次のような課題に取り組んでもらって下さい。

「人権協会」の目的を明確にする。

協会のシンボルマークのコンテストを開く。

コンテストで選ばれたマークをつけて、会員証明書をつくる。

事務局員を決める。

協会の活動を知らせるための掲示板をつくる。

全国的な組織や国際的な組織など、このクラスの人権協会と協力できそうな他の人権団体について調べる。出版物を取り寄せる。

送ってもらった資料をみんなが見やすいように展示する。

定期的な会議を開く。最初の会議では、「なぜ組織化の必要があるか。組織のあり方について、なぜ話し合う必要があるか」など、この協会にとっての結社の自由の意味について話し合うとよいだろう。外部の人を招いて話をしてもらおうのもよい。

地域の政治家、人権問題の専門家、この地域に関する専門家などを招いて、短い話をしてもらい、話し合いに参加してもらおう。

協会の活動開始を記念して、ダンスパーティーやお祭りなどを開く。

協会の中に小委員会をつくり、次のような特定の課題に取り組む。

小委員会ごとに他のクラスに接触して、特定の人権の問題分野について話をし、なぜ人権協会をつくったか、どんなことをしているかを説明したり、準会員制度の説明をしたりする。新聞などを発行してもよい。

## 経済的な発展と福祉

世界人権宣言は、人間には人間らしい生活をおくる権利があることをいくつもの条項で繰り返し確認しています。これは経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）でも同じです。こうした理念がどの程度実現されているかは、各国家の資源、経済的な優先課題、政治的意向ともかかわる非常に複雑な問題です。経済発展は国内的にも、国際的にも、影響力がありますが、こうした権利が保証されるかどうかにも、明らかにかかわる問題です。

世界の資源は、天然資源も、工業生産のための設備や資金も、可処分富も、不均等にしか分配されていません。これはなぜでしょうか。この問いにまともに答えようとすれば、地球社会や総体としての地球社会の政治経済について、その地理と歴史をすべて説明しなくてはならないでしょう。

工業の発達は、人間の営みの中で最大の変化のひとつではないでしょうか。この変化は、私たちの身の回りでも今も続いています。

機械による大量生産が可能になったのは、わずか200年あまり前のことに過ぎません。産業革命は社会的、経済的及び政治的な行動に新しい形態をもたらし、こうした変化が世界中のあらゆる地域の人々や国々に直接及び間接に影響を与えたのです。

### (a) 豊かさと言しさ

次の想定でロールプレイを行う。「飛行機で3人が隣り合わせになりました。一人は貧しい国の開発機関で働く人で、世界の食料供給についての会議に出席するところです。もう一人は比較的豊かな国の企業で働く人で、融資を得るために国際的な金融業者の集まりに出かけるところです。三人目は世界の開発問題に関心を持っている学校の先生で、ちょうど国際的な非政府団体が開催した「援助、貿易、兵器生産と世界の公正」という短期コースで勉強を終えてきたばかりです。3人は、世界中のどこでも人間が人間らしい生活を送れるようになるためには、国家や個人は何をすべきかについて、議論になってしまいます」

### (b) 働く人の生活

工場、プランテーション農園、農場などで働く人々が、持ち主や経営者に対して、もっと要求していこうと決めた。この職場の運営の仕方に自分たちの意見をもう少しとり入れて欲しいからだ。他にも、賃金が今より高くなるように、病気やけがのときの待遇ももっとよくなるように、職場の安全にもっと注意が払われるように、技術をみがくための勉強の機会が得られるように、休憩時間がもう少し長くなるようにと願っている。

クラスを働く者のグループと管理者側の二つのグループに分ける。それぞれのグループから代表者が出て交渉するか、全員で直接交渉する。働く者の権利については、国際労働機関（ILO）の協定などを調べるようにする。

グループの役割を交替して繰り返す。

### (c) クラスに話しに来てもらおう

開発問題にかかわっている人をクラスに招いて話をしてもらおう。「〇年◇組人権協会」の主催でもよい。話を聞いたあとで、少人数のグループになって、グループごとに、その国は地球のどこにあるのか、舞台となった村や町は、その国のどのあたりにあるのか、近代化、官僚化、都市化、文化や価値観の変遷など話に出てきた事柄についてももっと調べよう。

### (d) 世界のために

生徒たちが、例えば国連児童基金（UNICEF）、国連食糧農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）など国連の機関の支部に連絡をとり、クラスで利用できるようなポスターや資料などがなくどうかきくことを提案してみよう。また非政府団体で資料を提供してくれるところもある。こうした機関や団体の人たちは、生徒や学校から手紙が来るのを喜んでくれることが多い。国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）などもよい。

クラスを六つのグループに分け、グループごとに提案したい援助計画をひとつ考える（例えば、新しい井戸をひとつ掘る、誰かを派遣して保健の知識を広めるのを手伝う、誰かに来てもらい、生産方法が向上するよう助言してもらおうなど）。できた計画

はクラスで発表する。今度はクラスを先ほどとは異なる六つのグループに分け、新しいグループごとに援助計画委員会のつもりで、委員会の限られた予算をどの計画に回すか決定する。救済援助と開発援助の違いを説明する。それぞれの決定を比較し、話し合う。

## 社会的及び文化的な福祉

「人はパンのみにて生きるにあらず」。人間が人間らしく生きるには、食べものさえあればいい、というものではありません。世界人権宣言でも経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約でも求めている通り、本人が望むときには、休んだり、学んだり、祈ったりすること、自分の共同体の文化を享受すること、自分の才能や個性を最大限に伸ばすことができなくてはなりません。学校は生徒たちが自分の社会のものや世界のもの、その双方の芸術や科学にふれられるようにすべきですし、また、さまざまな時代、さまざまな文化の例を引いて、人権問題を教えていくべきなのです。

一人の人間としての心地よさ、他人との関わりの中での心地よさは、家族関係のなかで感じられることが多いでしょう。「家族」は、社会によって、その社会の中で作用し合うさまざまな社会経済的な力、文化的な力にしたがって、さまざまな形態があります。逆に、社会の実態とは個々の家族のあり方の総体であり、その実態を次の世代に伝えてゆく場もまた、家族に他なりません。「家族」には、成人が一人しかいない小さな単位のものから、社会全体を包み込めるほど広範囲にわたる親族関係までさまざまな形態がありますが、どの形態も、人間を育て、慈しむはたらきを持っており、その意味で、それぞれに、(世界人権宣言の表現にならえば)「自然」で「基本的」なものなのです。家族を持たない人間は、やすらぎを、組織的な活動や個人的な関係を通して他の人間に求めるでしょう。

このテーマは非常に総論的で、学校生活のあらゆる要素とかがかかっているとと言えます。人が学ぶとはどういうことか、という点から考え始めるのもよいでしょう。人が「学ぶ」とは(単に「学校教育を受ける」のとは異なり)、それぞれの文化が絶えることのないように、という点まで含めて考えれば、一生の間、止むことのない、包括的な過程なのです。

### (a) むかしむかし、あるところに

生徒の祖父母数名を教室に招いて、子どものとき学校でどんなことを学んだか、学んだことは役立ったかなどのお話をしてもらおう。

人が最もその人らしい育ち方をするためには、自分だったら何をしてあげたいか、人権や自由を尊重する気持ちが強まったのはどんなときだったか、異なる民族や国家の人々がお互いに理解と尊重の念を深めてゆくために、自分は何をしたいか、平和で公正な世界にするためにはどんなことが必要か、といったことについて質問してみよう。

## (b) 「家族」を図で表わすと

各自の現在の家族のあり方を図に描いてもらう。みんなで比較し合っ、図に見られる違いについて話し合う。

## 差別

どんな人間も、だれか他の人間と比べてより人間的である、または、より人間的でない、ということはありません。私たち人間は、みな、人間として平等な存在であって、人権の恩恵を受ける資格を平等に持っているのです。

平等であるとは、同一であるということではありません。「人間」に、それを基準にして線を引き、注目したくなるような違いがある、という事実は大事なことです。こうして引かれた線が制度化され、単に人種が違うから、肌の色が違うから、女だから、男だから、話す言葉が違うから、宗教が違うから、政治的な意見が違うから、生まれた国や身分が違うからといったことで、ひとつのグループの人間が他のグループの人間より上等な存在である、または劣った存在であるとされてしまうことがいけないうのです。これが差別です。

線を引く基準として最も多く利用されているのは、性別でしょう。生物として、メスとオスとの2種類に分かれているという事実があるために、どこまでが自然による違いで、どこからが人間があとから作り上げた違いであるか、男性特有の、あるいは女性特有の特徴とされることが、私たち一人ひとりの中で本質的な部分とどれだけかわっているか、非常にわかりにくくなってしまっています。違う点があるということは、あらゆる点で違っている、ということにはなりません。体の仕組みや機能が違っているからといって、人生のすべてがその違いに基づいて決められるべきだということにはなりません。

他にもたくさんの線が引かれています。最もおろかなのは、人種や肌の色で線を引くことでしょう。特定の違いが強調されることで、私たちが人として共通に持っている部分が隠されてしまいます。

私たちは教師として差別の問題を避けて通るわけにはゆきません。人間としての平等、平等の実現によって得られる人生の選択の機会は、ただ待っていても得られないのです。固定観念や偏見について考えるだけでなく、自分たちには力もやさしさもあることに自信が持てるように働きかけ、また、できるだけ適切で正確な知識を提供することを忘れないようにして下さい。

これは終わることのない、問い直しの過程です。社会経済や政治の問題や、こうした問題がどのように作用するかについて情報を受け、理解することも必要です。生徒は教師の期待に左右されやすいので、自分がどんな期待を持っているかたびたび見直す必要もあるでしょう。

差別には個人的な要素と社会的な次元があります。具体的な問題について、生徒たちとこの視点から詳しく検討するとよいでしょう。

よい題材があれば、ロールプレイにしてもよいでしょう。

例えば、太っていて悲しそうな人と、やせていて楽しそうな人が出会うところをロールプレイにしてみてください。

固定観念を問い直すときには、逆の考えを強調しすぎることの危険性も指摘して下さい。また固定観念にある程度の真実が含まれていた場合でも、一部が正しいからといって全体も正しいということにはならないということを繰り返し指摘して下さい。一部は一部にすぎないのです。

次のような手法もあります。生徒たちに「〇〇の人たちはみんな△△だ」という表現を耳にしたことはないか、それはどういうときだったか、考えてもらって下さい。

生徒たち一人にひとつずつ、例えば小さな石（または、じゃがいもなど何かありふれたもの）を渡して、その石と「友だち」になって、その石は何歳か、うれしいか悲しいか、どうして今の形になったのかなど、その石のことが何でもよくわかるくらい仲よくなるように、と言って下さい。何人かには、「友だち」をみんなに紹介してもらって下さい。作文を書いたり、歌や詩を作ったりしてもよいでしょう。

その後で石を集めて箱か袋に入れ、よく混ぜます。床か台の上にあけて、その中から自分の「友だち」を探し出すように、と言って下さい。

次の点は、結果から明かなことではありますが、必ず言葉でもう一度確認するようにして下さい。どれも同じように固く冷たくてつまらないと思えていた石でも、一つひとつに個性があるように、たとえ、一見同じに見える人たちがいても、固定観念にとらわれないようにして、一人ひとりと知り合えば、みんなそれぞれ違うということがわかります。それぞれの人に違った人生があり、過去があります。よく知り合えば、かけがえのない友人ができるかも知れません。固定観念にとらわれて違った行動ができないということは、知らないものを切り捨てるということになってしまうのです。

## 違いは何でしょう

次の文を生徒たちに示す。

1. 先生はみんな親切だから好きだ。
2. 私に親切な先生がいてうれしい。
3. 先生というのは親切なものだ。

以上の三つの文のうち、どれが固定観念(3)で、どれが偏見(1)、どれが意見(2)か、みんなで検討する。また、こういう表現をしてしまうことで、教師は必ずしも親切でおもいやりのある人間ばかりではなく、中にはいやな人もいる、ということが、わかりにくくなってしまいう点にも目を向ける。一般論や先入観は事実を見えにくくするものなのである。

## 差別——人種や肌の色について

人種主義とは、ある特徴（通常は身体的特徴）を持つ男女の集団が、その他の人間より上等である、または劣っている、という信念です。人種主義に基づく行為は、人種や肌の色に従って対処の仕方を変えるというような、明白な形ばかりでなく、差別的な判断に基づく区別が社会の仕組みにすでに組み込まれてしまっていて、非常にわかりにくい場合もあります。

人種主義に基づく行為は、明らかに否定的な影響を及ぼす人種差別につながりやすいものです。自分たちとは違っていると思える相手を無視したり、避けたりするものから、嫌がらせ、搾取、排除など積極的なものまでさまざまな形があります。

ここでは、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を参考にするとよいでしょう。また国連の人種差別撤廃委員会の総会に対する報告書も参考になるでしょう。

人間を差別するために利用されてきた違いの中でも、肌の色ほど根拠のない基準もないでしょう。生徒たちが異なる肌の色をまったく受けつけられない場合には、このクラスが複数の人種が共に暮らす社会で生活することになり、そのときには肌の色が変わっているかも知れないという想定で、この社会の仕組みを考えてもらって下さい。その後、私たちは肌の色が何色になるか知らずに生まれてきたのだから、今の想定と条件は同じではないか、私たちは、すでに地球という、今考えたのと同じ社会で生きているのではないか、と指摘して下さい。

## 人種差別のないクラスづくり

クラスを人種の違いを喜んで受け入れる場にしていくためにできることはいくつもあります。生徒にとって、どの程度目を見つめられるのがいいか、グループでの学習や、物語づくり、演劇的な要素を取り入れた手法がどの程度なじみやすいか、といったことは、文化の影響を受けます。クラスで人種差別の問題が生じたら、その機会を逃してはなりません。正面から取り組んで下さい。人種主義を助長するような言動をどう見分けたらよいか、生徒たちに教えて下さい。差別と闘った有名な人たちのことを学んで下さい。世界中のさまざまな地域のさまざまな人が人類共通の財産といえる知識や体験の獲得にどのように貢献したかについて、学んで下さい。授業に、学校生活に、異なる文化の要素をできるだけたくさん取り入れて下さい。生徒の親や親戚、友人たちに、このための協力を求めて下さい。地域の活動に積極的に取り組んでいる肌の色の違う人をクラスに招いて、地域でどんなことをしているか、話をしてもらって下さい。



## 差別——性差

世界人権宣言の第2条は、人権が「いかなる種類の区別もなしに」認められるようたっています。そして人間と人間の間には線を引くのによく使われる特徴をいくつか、具体的に挙げています。「性」の違いもそのひとつです。性の違いが特に取り上げられているのは、男女差別が社会に深く浸透している場合があまりに多いからです。

男女差別は、人種差別と同様、文化や社会のあらゆる要素にかかわってくることもあります。社会に浸透した男女差別はまた、人々の姿勢に表われ、それが差別をますます深めてしまうということもあります。例えば、職場で誰かを採用したり、昇進させたりするときに、男性か女性かということが選出基準になり得るという考え方は、明らかに人権の原則にかなうものではありません。

### (a) 同窓会

30年後という想定で、クラスの「同窓会」を開く（机の配置などもそれらしくするように）。卒業後何をしてきたか、今何をしているか、おしゃべりする。教師自身も参加すること。

共学のクラスでは「これまでしてきたこと」について、男子と女子で違いはないだろうか。

男子クラスでは、政治やテクノロジーの話題が多かったということはないか。女子クラスでは家庭的な話題が多かったということはないか。

生徒のおじいさん、おばあさんを数名招いて、子どものころ、男の子として、女の子として何をするよう期待されていたかを話してもらおう。

### (b) 「男の子」って、「女の子」って何だろう？

クラスで人間の特徴についてできるだけたくさん例を挙げてみよう（例えば、謙遜、傲慢さ、おかしさを感じる感覚、やさしさ、かわいがってくれる人が必要なこと、冒険したがるところなど）。

ひとつずつ、順番に、どちらかといえば男の子の特徴である、または女の子の特徴であると言えるかどうか、それとも、どちらにも同じようにあてはまるかどうか（この文化に共通の特徴であると言えるかどうか）、みんなで検討する。

従来通りの男らしさ・女らしさの発想が出てきたら、本当にそうかどうかもう一度検討する。こうした固定観念が、男の子に何ができるか、女の子に何ができるかについての生徒たちの考えに影響を与えてはいないかどうかについてもできるだけ深く検討する。

### (c) 期待とどう違う

次の文を読んできかせる。

「二人の裁判官が、夕食の後、くつろぎながら仕事について話をしていた。『今日のこの件についてはどう思われますか。あなただったら、どんな判決をお書きになっ

たでしょうか』と一人が訊ねた。『私に答えられないのはおわかりでしょう。被告の父親が5年前に死んだりしなかったら、とは思いますが…何しろあれは私の一人息子でもあるわけですから』

この文はこれで筋が通っているかどうか、生徒たちにきく。2番目の裁判官が被告を自分の息子だと言うのはどういうわけか。被告の父親はすでに死んでいるのではないか。

こう考えれば筋が通る。2番目の裁判官は、被告の母親である。

結論に驚いたのだろうか。裁判官だから男だとばかり思っていた生徒はいないか。思っていたとすれば、それはなぜか。

#### (d) 誰が誰か

学校で利用する本について（または家庭で利用する新聞やテレビ番組などについて）、生徒たちに以下の点をチェックしてもらう。

1. 男性と女性は出てくる回数が同じか。
2. 女性の登場人物が勇気があり、決断力に富み、力も体力もあり、冒険を恐れず、創造力があり、自分に何ができるかを考え、さまざまな仕事に関心がある人物として描かれているか。
3. 男性の登場人物が、やさしく、他の人のことを気にかける性格で、他人を手伝うことをいやがらず、自分の気持ちを素直に表現し、家事や育児に必要な技術をすすんで身につけ、他の人に男らしくないと思われようと気かけず、女は男に劣るといった感覚がない人物として描かれているか。
4. 女性と男性がお互いを対等な相手として尊重しているか。
5. 男性が家庭生活での役割を積極的に果たしているか。
6. 女性が家庭の外での役割を積極的に果たしているか。いる場合、それは教師、看護婦、秘書以外の役割か。または収入のない役割や収入の少ない役割ではないか。

#### (e) 男女差別のないクラスづくり

「人種差別のないクラスづくり」で述べた手法は、ほとんどが男女差別のないクラスづくりに応用できる。従来の男らしさ・女らしさの固定観念を見直すために利用できるものはすべて利用する。女だから、男だからという理由で排除されることがあってはならない。また教師が従来の視点を疑問の余地のない自明のものとして扱ってはならない。常に「これは公平か」を問い直そう。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に目を向けよう。

マスメディア、特に広告は研究するのにとてもよい素材です。学校の年間計画や現在使っている教科書を詳しく見てゆく必要もあるでしょう。歴史では男性が果たした役割だけでなく、女性が果たした役割も、きちんと評価されているでしょうか。経済では、労働市場における女性について家事労働の労働としての意味や家庭の外での労働力としての女性の立場などが検討されているでしょうか。法律では、女性と財産所有の問題にも目が向けられているでしょうか。政治では、国民の半数が女性であると

いう事実が、議員の数に反映されていない点が指摘されているでしょうか。自然科学では、女性科学者が果たした役割がきちんと評価されているでしょうか。数学が得意なのは女らしくないからと、女子が数学から離れていくことはないでしょうか。文学や語学や芸術の科目では、どの程度従来の固定観念に支配されているでしょうか。

## 差別——少数者の立場

「少数者」の概念は、「民族」の概念と混同されてしまっています。また「人種」の概念とも混同されやすいものです。混同されている場合には、これまでの授業案も基礎作りに役立ちます。これは緩やかな概念で、先住民族、家を追われた人々、外国人労働者、難民、また南アフリカ共和国の例のように、数の上では多数派であっても抑圧されている人々などを語るのに利用されてきました。こうした人々にほぼ共通するのが貧困です。少数者の人々も、十分な力をたくわえて、少数者として存在するのを止めることがあるかもしれません。

少数者も人権に対する資格を平等に持っていますが、ひとつのグループの一員として一定の権利を要求することもよく見られます。こうした権利には、それぞれのグループの事情によって、例えば、民族自決権（文化的なもの、政治的なもの）、土地に対する権利、損害賠償を受ける権利（強制退去などの代償として）、天然資源の支配権、宗教的に大事な地域への立ち入りの権利などがあります。

### (a) 「少数者」とは誰か

クラスでブレンストーミングを行い、現在の「少数者」の一覧表をつくる。国連「少数者の差別防止及び保護に関する小委員会」の報告書や、この分野で活動する国際的な非政府機関の資料から、実例など具体的な情報が得られる。

中学高学年・高校では、事例研究に発展させ、人数、地域、歴史、文化、現在の生活の実情、そのグループの特徴的な要求などを調べていくとよい。

### (b) 話をきこう

「少数者」の人を招いて、クラスで話をしてもらおう。話をもとに、この人たちが、もっと自由に、公正に、平等に生きられるようになるには、自分たちには何ができるかについて尋ねてみよう。

## 差別——障害者

生徒たちが障害の問題について本当に理解したいのであれば、学校の外に出て、地域で身体や知能に障害を持つ人たちと実際にかかわることほどよい方法はありません。

### (a) 話をきこう

なんらかの障害を持つ人を招いて、クラスで話をしてもらおう。どんな困難があるか、

そこからどんなことを学んだか、障害者の権利とは何かなどについて話してもらおうとよい。知能に障害がある人たちについて、この人たちは私たちと同じように、まず人間であって、障害は二義的な特徴にすぎないことを繰り返し指摘しよう。

**(b) 学校はみんなのために**

クラスで学校の周囲の状況を確認し、特定の障害を持つ人にとって、この学校に来ることにどの程度困難が伴うかを考える。どこを変えたらよいだろう。「障害者の権利に関する宣言」や「精神障害者の権利に関する宣言」がもっとよく生かされるためには、この学校は何ができるだろうか。